



# 資源物

## プラスチック

### プラスチック製容器包装

上記の識別マークがついている、次のようなものが対象となります。

- 商品（食品・衣類・日用品・電化製品・嗜好品）の入ったプラスチック製容器や袋、プラ製のふた・留め具
- 容器に入っているプラスチック製の中仕切り
- 容器に入れられた靴の型くずれを防ぐためのプラスチック製の詰め物
- 果物や野菜等に使われるネット状の袋
- 飲料パックに付いているストローや、弁当に付いている割り箸・スプーンの入っているプラスチック製の袋
- 商品販売時に、その商品を入れるために提供されるレジ袋
- 商品を束ねているプラスチック製の集積包装
- 菓子類のプラスチック製の個包装紙
- ペットボトルのシュリンクラベル（商品名を表示している胴巻き）
- 製品と段ボール等の隙間を埋める時などに使用する、ポリエチレンシートに空気を充鎮した粒を張り合わせた緩衝材
- 鮮魚や総菜等に使われる色柄付きトレイ

### 製品プラスチック

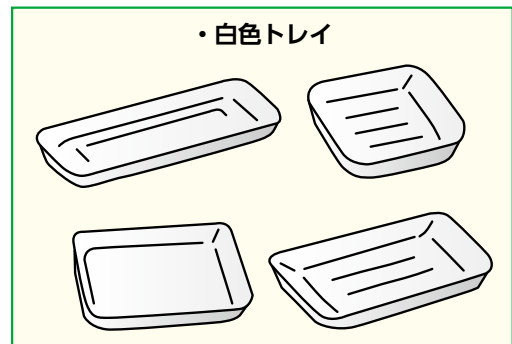
プラスチック素材100%の製品で、一辺の長さが40cm程度未満のもの（まな板等の厚みのあるものは、厚さ5mm程度未満のもの）が対象になります。対象品目の具体例は次のようなものです。ものが対象となります。

- バケツ ○洗面器 ○コップ ○ハンガー
- くし ○歯ブラシ ○クリアファイル
- 定規 ○スプーン ○フォーク ○おもちゃ

### 白色トレイ



上記の識別マークの2つの表示がある、両面白色の食品トレイです。



## 出すときの注意

- 水ですすいで汚れの落ちないものは、「燃やせるごみ」へ。
- チューブ類や小袋など、汚れを落としにくいものは「燃やせるごみ」へ。
- 発泡スチロールは、リサイクルに支障を来すため「燃やせるごみ」へ。
- 「100%プラスチックの単一素材以外のもの」は「燃やせるごみ」または「燃やせないごみ」で出してください。
- 「一辺が40cm程度以上のもの」や「まな板等の厚みのあるもので、厚さが5mm程度以上のもの」は資源物として回収できません。
- 小型充電式電池が内蔵されているもの、電池や電気で動くものは、「燃やせないごみ」または「小型家電（P13 ページ参照）」で出してください。
- 店舗回収実施店から購入したトレイは、店舗回収にご協力ください。

## 排出方法(ごみ袋)

- 「プラスチック専用指定袋」で出してください。

## 有害ごみ（電池・蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計）

電池は、筒型乾電池(単1～単5(充電式含))・角型乾電池(9V)・ボタン電池です。

## 出すときの注意

- 蛍光管は、壊れやすいものです。購入時の箱を利用するなどして、壊れないように出してください。
- 錆びついた乾電池・壊れた蛍光管は、「燃やせないごみ」へ。
- 40Wの長い蛍光管は、袋からはみ出してしまいます。ひもで束ねて出してください。
- 回収対象外の電池は、販売店での店舗回収へ。

## 排出方法(ごみ袋)

- 透明・半透明の袋（レジ袋は不可）に入れて出してください。
- 品目ごとに、それぞれ別にして出してください。

